

# ● 認知症高齢者のための

# はいかいSOSがスタート

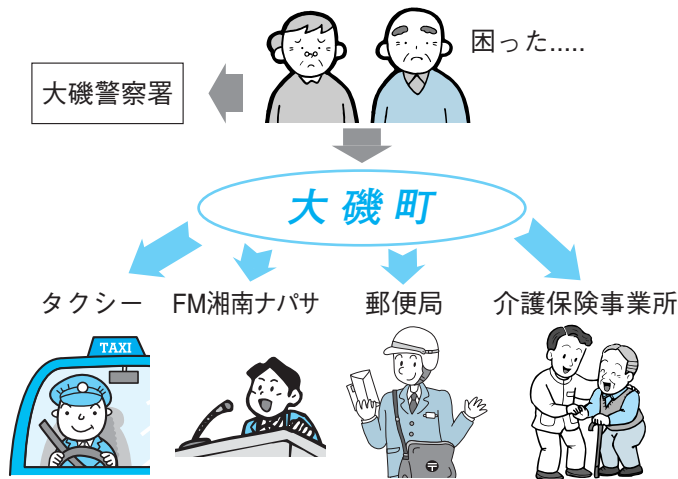
エス・オー・エス

高齢社会になり、認知症の方が増えていきます。あなたのまわりにも認知症の方がいらっしやるかもしれません。

「はいかい」は認知症の高齢者が家を出てから、行き先や帰りがわからなくなつて道に迷つてしまうことです。自分の名前や住所が言えない場合も多く、発見が遅れると事故や衰弱から命にかかわることもあります。

そこで、町と地域の関係機関等が連携して、はいかい高齢者を早期に見つけるネットワークが4月からスタートします。

▼内容 町から郵便局、FM湘南ナバサ、タクシー会社、介護保険事業所への高齢者の服装などの特徴を緊急連絡し、捜索協力を求めます。



はいかいSOSネットワークイメージ図

## 認知症高齢者の

### ご家族へ

事前登録をお勧めします。できれば写真をご持参ください。捜索依頼が早くできます。

### 地域のみなさんへ

認知症に対する理解を深め、地域の見守りにより、早期発見へのご協力をお願いいたします。

### ◎問い合わせ

子育て介護課  
☎内線314

## 固定資産の縦覧・閲覧制度

### 縦覧制度とは？

土地や家屋の所有者で固定資産税の納税者は、他の土地や家屋の評価額等を縦覧帳簿により縦覧し比較ができる制度です。

### ▼縦覧期間

4月2日(月)～5月31日(木)  
※土・日・休日を除く平常執務時間内

### ▼縦覧できる方

納税者、納税管理人、委任状を有する代理人

### 閲覧制度とは？

土地や家屋を所有している方などが、課税内容や税額等を確認することができる制度です。

### ▼閲覧期間

通年※土・日・休日を除く平常執務時間内

### 常執務時間内

### ▼閲覧できる方

納税義務者、納税管理人、委任状を有する代理人、借地人、借家人、1月2日以降の所有者、相続人、管財人、訴え提起者(民事訴訟費用等に関する法律により、申立てをしようとする者が、当該申立ての目的である固定資産の価格により裁判所へ申立て手数料を納める必要がある場合)  
なお、借地人、借家人、1月2日以降の所有者、相続人、管財人、訴え提起者の方は、権利関係等を証明する書面(賃貸借契約書、売買契約書、登記簿謄本、戸籍謄本、選任書、訴状など)の提示が必要となります。

また、縦覧期間中は、所有者の方に課税台帳の写しを無料で交付しますので、窓口で申請してください。

### ▼縦覧・閲覧場所

税務課窓口

縦覧・閲覧を申請される方は身分証明書(運転免許証、健康保険証、納税通知書など)の提示が必要となりますので、ご協力をお願いします。

※固定資産税の納税通知書は、5月1日(火)に発送する予定です。また、第1期納期限は5月31日(木)となります。

### ◎問い合わせ

税務課 ☎内線255

## 地域交通安全活動推進委員を委嘱

1月1日に、神奈川県公安委員会から、次の9名の方が地域交通安全活動推進委員に委嘱されました。

### 地域交通安全活動推進委員

(敬省略)

- 小川 芳明 (東町)
- 小池 誠 (西小磯)
- 添田 克巳 (西小磯)
- 小島 重蔵 (国府本郷)

### ◎問い合わせ

大磯警察署 ☎(72)0110  
地域協働課 ☎内線266

- 山口 武夫 (国府本郷)
- 山口 伊津子 (国府本郷)
- 萩原 榮 (国府新宿)
- 萩原 峰子 (国府新宿)
- 柏木 利之 (寺坂)